

令和2年4月8日  
練馬区

## 新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針

新型コロナウイルスの急速な感染拡大に対応するため、内閣総理大臣は4月7日、東京都を含む7都府県を対象に、4月8日から5月6日までを期間とする緊急事態宣言を発令しました。これを受け都知事は同日、徹底した外出自粛要請等を内容とする緊急事態措置を発表しました。

区は、緊急事態宣言、緊急事態措置を踏まえ、以下のとおり対応してまいります。

### 1 基本的な考え方

- ①区民の命と健康を守るため、区民の皆様に徹底した外出自粛を要請するとともに、区として感染拡大の防止に最大限の努力をします。  
合わせて区民生活への影響を出来る限り少なくするよう努めます。
- ②区民の皆様に、感染リスクが高まる3つの要素（①密閉空間、②人の密集、③近距離での会話や発声）が重ならない配慮を、引き続きお願いします。
- ③区民の皆様への注意喚起につながることから、区内における患者発生に関する情報を、個人情報保護に十分配慮した上で公表します。

### 2 具体的な対応策（5月6日まで）

#### 【子どもの施設】

- ①区立小中学校、区立幼稚園は臨時休業します。
- ②ぴよぴよ（子育ての広場）は4月11日から休館します。児童館は引き続き休館します。
- ③保育所等保育施設、学童クラブは、これまでどおり感染防止対策を講じた上で運営しますが、感染を最大限予防するため、保護者の皆様に登園（室）の自粛を強くお願いします。

#### 【高齢者・障害者の施設】

- ④敬老館、はつらつセンターは4月11日から休館します。
- ⑤デイサービスセンターや、福祉園・福祉作業所等の障害者福祉施設は、これまでどおり感染防止対策を講じた上で運営を継続します。

#### 【その他の区立施設】

- ⑥練馬文化センター、美術館、図書館等の文化・生涯学習施設、スポーツ施設、地区区民館や地域集会所等の集会施設などは4月11日から休館します。

#### 【イベント】

- ⑦区が主催するイベントは、引き続き中止または延期します。

なお、国・東京都の方針に変化が見られた際など、必要に応じて見直しを行います。

### 3 区民の皆様へのお願い

- 爆発的な感染拡大を防ぐには、人と人との接触を7～8割減らすことが目標となります。
- 自分を守るため、大切な人を守るため、そして社会を守るため、自宅でお過ごしください。  
食料品や医薬品などの生活必需品の購入や病院への通院などは、外出自粛要請の対象外です。
- 保護者の皆様には、保育所等保育施設や学童クラブなどの登園（室）の自粛を強くお願いします。